

採用試験についてのよくある質問にお答えします

志願について①

Q：家にパソコンがなく、またインターネット環境がないのですがどうすればいいですか？

A：私物のパソコンでなくとも出願は可能ですので、インターネット接続が可能な環境から出願してください。
また、スマートフォンやタブレットではフォームの動作が保証できませんので、パソコンで出願してください。

志願について②

Q：小学校の小中連携推進枠と、中学校の小中連携推進枠の違いは何ですか？

A：試験内容が異なります。小学校の小中連携推進枠で志願する方は小学校の内容を、中学校の小中連携推進枠で志願する方は中学校の該当教科の内容を受験することになります。

また、小中連携推進枠で選考から漏れた場合、小学校の小中連携推進枠は小学校の一般採用枠で、中学校の小中連携推進枠は中学校の該当教科の一般採用枠で選考対象者となります。

配置については、名簿登載後（第2次試験に合格した者）に意向を確認の上、各学校の欠員の状況に応じて決定しますので、希望どおりにならない場合もあります。

志願について③

Q：小学校志願者です。「小学校・特別支援学校小学部」に志願すればよいのでしょうか？

A：小学校志願者は「小学校・特別支援学校小学部」に志願することとなります。同様に、中学校志願者は「中学校・特別支援学校中学部」に、高等学校志願者は「高等学校・特別支援学校高等部」に志願してください。

志願について④

Q：小学校及び特別支援学校の普通免許を所有しています。「小学校・特別支援学校小学部」に志願する場合と、「特別支援学校」に志願する場合の違いは何ですか？

A：「小学校・特別支援学校小学部」に志願する場合は、小学校教諭の普通免許状が必要です。特別支援学校の普通免許状を所有していることを受験資格とはしていません。試験は、小学校の試験を受験していただきます。同様に、「中学校・特別支援学校中学部」「高等学校・特別支援学校高等部」に志願する場合は、中学校又は高等学校の志願教科の普通免許状が必要で、特別支援学校の普通免許状を所有していることを受験資格とはしていません。試験は、中学校又は高等学校を受験していただきます。

特別支援学校に志願する場合には、特別支援学校の普通免許状に加えて幼稚園、小学校、中学校、高等学校のいずれかの普通免許状が必要です。試験は、特別支援学校の試験を受験していただきます。

一部試験免除について①

Q：4月30日から7月20日まで常勤講師（又は非常勤講師）をしていた場合、任用月数は何か月と考えればよいのでしょうか？

A：任用月数は、1日でも任用されていれば1箇月と考えますので、4箇月となります。

一部試験免除について②

Q：令和3年4月から令和4年12月まで、A中学校で週12時間の非常勤講師をしていました。令和5年度は、4月から1年間A中学校で週8時間の非常勤講師と、9月から3月の7か月間B中学校で週5時間の非常勤講師をしていました。このような場合、一部試験免除の対象になるのでしょうか？

A：お問合せのケースでは、令和3年度と令和4年度に21箇月間、令和5年度は2校併せて週10時間以上の非常勤講師をされていた期間が7箇月間あるので、通算すると28箇月間となりますが、非常勤講師は2年で1年と換算するため、通算48箇月間が必要となりますので「京都府内講師等特例」の対象外となります。

一部試験免除について③

Q：昨年度、小論文と教職教養は基準を超えており、専門が免除で第1次試験を合格しました。この場合、前年度合格試験免除を利用すると、どの教科が免除になるのでしょうか。

A：令和6年度採用試験で受験をして、基準を超えている科目が免除の対象となります。お問合せのケースでは、小論文と教職教養試験が免除となります。

一部試験免除について④

Q：令和6年度試験で小論文の基準点を超えましたが1次試験で不合格になりました。また令和4年度から常勤講師を2年間しています。この場合、令和7年度試験で前年度合格試験免除と京都府内講師等特例で筆記試験全てを免除とすることはできるのでしょうか？

A：免除を重複して使用することは可能です。

一部試験免除について⑤

Q：TOEICで900点を取得しており、一部試験免除を希望しています。1次試験筆記試験当日に証明できる書類の原本を忘れた場合、免除を受けられないのでしょうか？

A：受けられません。免除を受けずに、専門試験を受験していただきます。外国語（英語）免除希望者は、英語の検定等を実施する団体が発行する資格証明書又は資格を証明できる書類の写しを出願時に提出していただくとともに、試験当日に原本を提示し、その確認によって、一部試験免除の対象とします。

一部試験免除について⑥

Q：京都府内での講師経験はありますが、同一の校種・教科（科目）ではありません。「京都府内講師等特例」には該当しないのでしょうか？

A：該当します。「京都府内講師等特例」では講師経験が「同一の校種及び教科（科目）、職種」でない場合でも教職教養は免除となります。年数の条件を満たしていれば問題ありません。

一部試験免除について⑦

Q：以前、京都府内の公立小学校（京都市立学校を除く。）で正規教員をしていました。特別支援学校を志願したいのですが、受けられる免除はありますか？

A：令和元年度から令和5年度の間に通算2年以上（実勤務月数として通算24月以上）勤務した経験がある場合、勤務経験と志願する校種が異なっても、京都府内講師等特例で教職教養試験の免除が受けられます。

試験の日程について

Q：面接試験や実技試験の実施日について、希望は聞いてもらえますか？

A：面接試験や実技試験は校種・教科で調整するので、実施日の希望や変更は対応できません。

その他①

Q：名簿登載されても、採用されないことはあるのですか？

A：名簿登載は採用を約束するものではなく、採用の必要が生じた場合、順次この名簿の中から採用されることになります。欠員の状況によっては、名簿登載となった校種及び教科（科目）以外で採用となることもあります。なお、昨年度は、本人が採用を辞退したり、採用に必要な資格、免許を取得できなかったりした場合等を除き、全員採用されています。

その他②

Q：採用候補者名簿登載者が、合格した校種・教科（科目）と同一の専修免許状取得を目的に大学院等に進学する場合又は在籍している場合は、名簿登載期間を最大2年間（令和9年4月1日まで）延長することができるのですが、大学院等には大学の専攻科も含まれますか？

A：専修免許状の取得を目的として、大学の専攻科に進学される場合も、特例措置の対象となります。また、大学推薦特別選考による名簿登載者も対象となります。

その他③

Q：民間企業の正社員や常勤講師の経験があります。採用時の給与はどれくらいですか？

A：採用前に職歴を有する場合は、その内容や期間に応じて、給料が決定されます。例えば、採用時の年齢が35歳、大学卒業後、民間企業で正社員として3年、学校で常勤講師として10年の職歴があり、扶養家族が2人（配偶者と子ども1人）で、賃貸住宅（家賃8万円）に居住し、自動車通勤（3km）であれば、約412,000円となります。（小・中・義務教育学校教諭、地域手当5.4%の場合）

その他④

Q：加点措置における日本人学校での勤務経験については、同じ学校で3年の勤務が必要なのでしょうか？

A：過去5年以内に、海外の日本人学校で勤務した経験が合計して3年以上あれば、国や学校が異なっても問題ありません。

その他⑤

Q：任期付職員の採用について、詳しく教えてください。

A：育児休業又は配偶者同行休業を取得する教職員の代替として、それぞれの休業の取得期間の範囲内で「任期付職員」を任用します。

別途年度末に任期付職員の採用選考試験を実施する予定ですが、教員採用選考試験の第1次試験に合格し、第2次試験で不合格となった方については、希望すれば「任期付職員」の採用候補者としての基準を満たすものとして「任期付職員採用選考試験」の筆記試験及び面接試験を免除します。

なお、希望された場合であっても、任期付職員として採用されるためには「任期付職員採用選考試験」に応募いただき、採用候補者名簿に登録される必要があります。採用候補者名簿に登録された方の中から、必要な校種、教科、勤務地等の条件を考慮して任用することになりますので、名簿登録をもって必ず採用されることを約束するものではないことに御注意ください。

また、この名簿登録は、臨時的任用職員（いわゆる講師）への登録や任用、来年度の教員採用選考試験の受験や教員としての採用を妨げるものではありません。

大学3年生等チャレンジ選考試験①

Q：全ての試験を受験する必要がありますか。

A：選択した試験のみを受験できます。小論文、教職教養、専門及び面接のうち、1種類のみを受験することもできますし、4種類全てを受験することもできます。

大学3年生等チャレンジ選考試験②

Q：大学3年生等チャレンジ選考試験を受験するメリットは何ですか？

A：卒業までに、第1次試験の受験機会が複数できますので、一部試験を3年次に受験し合格すれば、4年次の受験の負担が軽減されます。たとえ、3年次で合格基準を上回らなくても、4年次で再度受験ができます。